



令和2年度 第2回 始良市地域自立支援協議会

日 時 令和2年9月17日（木）午前10時～
場 所 始良市役所本館 2階大会議室

- 1 開会
- 2 保健福祉部長あいさつ
- 3 議事録署名人選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 前期障がい福祉計画等の進捗状況
 - (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関するアンケート結果（速報値）
 - (3) 各専門部会から報告
 - ア 子ども部会
 - イ 精神保健福祉部会
 - ウ 就労支援部会
 - エ 相談支援部会
 - (4) 前回書面会議で出た意見について報告
- 6 その他
- 7 閉会

【資料】

- 1 始良市地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】
- 2 前期障がい福祉計画等の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】
- 3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関するアンケート結果（速報値）
・・・・・・・・・・・・・・ 【資料3】
- 4 各専門部会報告・・・・・・・・・・・・・・ 【資料4】
子ども部会・精神保健福祉部会・就労支援部会・相談支援部会
- 5 令和2年度第1回始良市地域自立支援協議会意見・・・・・・・・ 【資料5】
- 6 令和元年度始良市障害者虐待に関する報告・・・・・・・・・・ 【資料6】
- 7 始良市いじめ実態防止の取組み（教育委員会）・・・・・・・・ 【資料7】

始良市地域自立支援協議会 委員名簿

任期；令和元年6月4日～令和3年3月31日

区分	委員構成	番号	委員氏名	役 職	
1号 委員	障害者関係団体 の代表者	1	竹田 正利	始良市身体障害者協議会	会 長
		2	長尾 文磨	始良市手をつなぐ育成会	会 長
2号 委員	民生委員、児童 委員の代表者	3	堀 朝子	始良市民生委員・児童委員 協議会連合会	副会長
3号 委員	地域自治組織の 代表者	4	野口 治将	始良市校区コミュニティ 協議会連絡会	会 長
4号 委員	障害者福祉サー ビス事業所の代 表者	5	羽月 幹男	障害福祉サービス事業所 セルフあいら	理事長
		6	樋之口 亮	地域生活支援事業所アシスト 【相談支援部会】	施設長 部会長
		7	山口 格	障害者支援施設 喜びの里	施設長
		8	山之内 浩子	サン・ヴィレッジ始良	施設長
5号 委員	関係行政機関の 職員	9	北原 和博	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	課 長
		10	深浦 卓二	始良市社会福祉協議会	会 長
6号 委員	学識経験を有す る者	11	蓑毛 良助	鹿児島国際大学	名誉教授
7号 委員	保健、医療機関 の関係者	12	久保園 サトミ	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 健康企画課	課 長
		13	山畑 良蔵	県立始良病院	院 長
		14	東 正広	加治木記念病院 地域連携室 【精神保健福祉部会】	地域連携室長 部会長
8号 委員	教育、雇用及び 就労に関する機 関の関係者	15	谷村 真由美	県立加治木養護学校	校 長
		16	前田 浩二	始良市教育委員会 学校教育課	教育部 次長兼課長
		17	大村 貢	あいらいさ障害者就業・生活 支援センター	所 長
		18	大脇 弘之	国分公共職業安定所	統括職業 指導官
		19	羽月 賢治	障害福祉サービス事業所 セルフあいら【就労支援部会】	施設長 部会長
9号 委員	障害者及び障害 児の発達及び療 育に関する機関 の関係者	20	松下 邦彦	児童発達支援センター虹の家	施設長
		21	大友 良治	障害者支援施設 さちかぜ	施設長
		22	小門口 幸二	生活支援センター さちかぜ 【子ども部会】	課長 部会長

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

資料 2

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■年度末時点の施設入所者

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度 (見込み)
施設入所者数	実績	109人	109人	115人	113人	112人

※各年度末時点の福祉施設入所している障がい者数【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】 ※R2.4月現在

■地域生活移行者

区分		数値	数値内容
令和2年度末時点の 地域生活移行者数	目標	10人	平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
	実績 (見込み)	0人	平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■保健・医療・福祉関係者による協議の場

区分		数値	数値内容
令和2年度末時点の 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数	目標	1	令和2年度末時点までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を整備
	実績 (見込み)	1	令和2年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場の整備数

↑ 自立支援協議会 精神保健福祉部会

■精神障がい者の地域生活移行

区分		数値	数値内容
65歳未満の地域生活 移行者数	目標	15人	令和2年度末時点の地域における65歳未満の精神障がい者の地域生活移行者数
	実績 (見込み)	1人	令和2年度末時点の地域における65歳未満の精神障がい者の地域生活移行者数 (実人員)
65歳以上の地域生活 移行者数	目標	24人	令和2年度末時点の地域における65歳以上の精神障がい者の地域生活移行者数
	実績 (見込み)	0人	令和2年度末時点の地域における65歳以上の精神障がい者の地域生活移行者数 (実人員)

【総合福祉システム（ウェルタス）】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等

区分		数値	数値内容
令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の数	目標	1	令和2年度末時点までに障がい者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも一つ整備
	実績(見込み)	0	令和2年度末時点の地域での生活を支援する拠点の整備数

※24時間体制・緊急時対応の体制が難しいため

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■一般就労移行

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度(見込み)
一般就労移行者数	実績	3人	6人	14人	7人	6人

※各年度(1年間)において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数を記入

【就労移行支援事業所、就労A型事業所へ聞き取り調査】

■就労移行支援事業の利用

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度(見込み)
就労移行支援事業の利用者数	実績	16人	17人	7人	11人	13人

※各年度末時点の就労移行支援事業の利用者数【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】※R2.4月現在

■就労移行支援事業所ごとの就労移行率

※R2.8月現在

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度(見込み)
就労移行支援事業所数	実績	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
就労移行率が3割以上の事業所数	実績	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※さちかぜ、あじさい園、ワショップ あいら ★2割以上 1 1 1 1 2

■就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度(見込み)
支援開始1年後の職場定着率	実績				75%	50%

(5) 障害児支援体制の整備

■児童発達支援センターの設置

区分		数値	数値内容
児童発達支援センターの設置数	目標	1	令和2年度末時点におけるセンター数
	実績 (見込み)	1	令和2年度末時点におけるセンター数

虹の家

■保育所等訪問支援の体制整備

区分		数値	数値内容
保育所等訪問支援の実施事業所数	目標	4	令和2年度末時点における実施事業所数
	実績 (見込み)	5	令和2年度末時点における実施事業所数

虹の家・はなうた・ばずる・療育の家ひまわり・ピカミン

■重度心身障害児を支援する事業所の確保

すまいる・療育の家ひまわり

区分		数値	数値内容
重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	目標	4	令和2年度末時点における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
	実績 (見込み)	2	令和2年度末時点における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	目標	4	令和2年度末時点における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数
	実績 (見込み)	5	令和2年度末時点における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

↑ゆめいろ・はなうたハレノヒ・あいらいん・療育の家ひまわり・療育の家向日葵

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分		数値	数値内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	目標	1	始良市地域自立支援協議会子ども部会
	実績 (見込み)	1	始良市地域自立支援協議会子ども部会

■保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

各年4月1日時点

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	利用児数	107人	156人	191人	177人	207人
	保育所			100人	94人	
	認定こども園			10人	11人	
	幼稚園			現在担当課へ依頼中		
放課後デイサービス	利用児数	138人	188人	206人	250人	303人
	放課後等児童 健全育成事業			24人	45人	
保育所等訪問支援	利用児数	0人	8人	9人	30人	24人

※利用児数は年間利用の実人数【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

第2章 障害福祉サービスの見込(活動指標)と確保方策

1 本項目の内容と目的

(1) 計画相談支援

				【第4期】		【第5期】		
区分		単位		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	計画相談支援	利用人数	人			116	133	153
	確保方策	確保の内容		計画相談支援では、相談支援専門員が、障がい者の自立した生活を支援するための障害福祉サービス等の利用に係る計画の作成、見直しなどを行います。 計画相談支援の利用者が増え続ける中で、障害福祉制度の要である相談支援専門員の専門職としての知識と技術、そして専門職としての質の維持向上を図るために、基幹相談支援センターを設置し、研修の実施、スーパービジョン等の後方支援を充実させます。				
実績	計画相談支援	利用人数	人	98	85	89	112	139
	確保方策	確保について						

【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】 ※R2.4月現在

(2) 訪問系サービス

				【第4期】		【第5期】		
区分		単位		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	居宅介護	利用者数	人			73	76	79
		利用延時間数	時間/月			1,096	1,164	1,236
	重度訪問介護	利用者数	人			6	7	8
		利用延時間数	時間/月			2,188	2,592	3,064
	同行援護	利用者数	人			9	11	13
		利用延時間数	時間/月			89	91	93
	行動援護	利用者数	人			3	4	5
		利用延時間数	時間/月			150	225	338
	重度障害者等 包括支援	利用者数	人			0	0	0
		利用延時間数	時間/月			0	0	0
	確保方策	確保の内容		訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。この既存の5つのサービスには、障がい者が在宅で自立した生活を送るために、専門的かつ個別的な援助技術が求められます。その上で、サービス提供事業所の確保及び65歳に到達しても、介護保険制度におけるサービス利用へ円滑に移行することができるようにするために、共生型訪問介護の整備に向けた検討を進めていきます。				
	実績	居宅介護	利用者数	人	72	92	91	93
利用延時間数			時間/月	842	1,158	1,206	1,214	405
重度訪問介護		利用者数	人	7	7	7	9	9
		利用延時間数	時間/月	1,687	1,549	1,258	1,304	434
同行援護		利用者数	人	7	11	9	14	13
		利用延時間数	時間/月	95	115	119	118	32
行動援護		利用者数	人	2	3	3	4	4
		利用延時間数	時間/月	18	40	28	33	12
重度障害者等 包括支援		利用者数	人	0	0	0	0	0
		利用延時間数	時間/月	0	0	0	0	0
確保方策		確保について						

【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】 ※R2.7月分

(3) 日中活動系サービス

			【第4期】		【第5期】			
区分		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	
計画	生活介護	利用者数	人			188	195	202
		利用延日数	日/月			3,718	3,841	3,968
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人			1	1	1
		利用延日数	日/月			14	14	14
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人			3	3	3
		利用延日数	日/月			14	14	14
	就労移行支援	利用者数	人			18	20	22
		利用延日数	日/月			330	366	406
	就労継続支援 (A型)	利用者数	人			82	85	88
		利用延日数	日/月			1,517	1,572	1,628
	就労継続支援 (B型)	利用者数	人			192	197	200
		利用延日数	日/月			3,168	3,250	3,300
	就労定着支援	利用者数	人			15	20	25
	療養介護	利用者数	人			27	27	27
	短期入所 (福祉型)	利用者数	人			34	37	40
		利用延日数	日/月			175	179	183
短期入所 (医療型)	利用者数	人			8	10	12	
	利用延日数	日/月			56	70	84	
確保方策	確保の内容	<p>通所系サービスとは、次の8つのサービスをいいます。この既存の9つのサービスでは、機能訓練や就労のための支援等、障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするための様々な支援が実施されています。</p> <p>今後は、生活介護や短期入所を利用している障がい者が、65歳に到達しても介護保険制度におけるサービス利用へ円滑に移行することができるようにするために、共生型通所介護、共生型短期入所の整備に向けた検討を進め、就労系サービスにおいては、障害者優先調達推進法に基づいた本市における調達方針の策定、市が主催する様々なイベントへの参加を促進する等の方策により、サービス提供事業所の確保を図っていきます。</p>						
実績	生活介護	利用者数	人/月	201	179	181	192	193
		利用延日数	日/月	3,524	3,556	3,579	3,768	3,774
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	3	0	0	1	3
		利用延日数	日/月	34	0	0	14	20
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	3	4	3	2	3
		利用延日数	日/月	38	23	30	42	52
	就労移行支援	利用者数	人/月	16	16	10	11	13
		利用延日数	日/月	313	296	157	187	199
	就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	74	74	77	78	83
		利用延日数	日/月	1,532	1,387	1,428	1,474	1,581
	就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	194	187	200	215	217
		利用延日数	日/月	3,492	3,124	3,438	3,710	3,716
	就労定着支援	利用者数	人/月			0	2	2
	療養介護	利用者数	人/月	28	26	27	29	30
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	30	33	18	22	11	
	利用延日数	日/月	176	214	114	137	89	
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	3	6	6	7	4	
	利用延日数	日/月	19	30	35	38	27	
確保方策	確保について							

利用者数・利用延日数は月平均【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

※R2.4月現在

(4) 居住系サービス

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	共同生活援助	利用者数	人			78	82	86
	施設入所支援	利用者数	人			108	107	106
	確保方策	確保の内容		居住系サービスにおいては、障がい者が安心して地域で生活できるようにするために、グループホームの整備の普及を図るための方策を地域自立支援協議会において検討します。				
実績	共同生活援助	利用者数	人	73	74	80	83	91
	施設入所支援	利用者数	人	109	109	110	114	112
	確保方策	確保について						

【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

(5) 地域相談支援等

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	地域移行支援	利用人数	人			5	10	15
	地域定着支援	利用人数	人			5	10	15
	自立生活援助	利用人数	人			1	2	3
	確保方策	確保の内容		地域相談支援、自立生活援助が充実したサービスとなるように、基幹相談支援センター、地域生活拠点の整備を図ります。				
実績	地域移行支援	利用人数	人	1	1	2	1	1
	地域定着支援	利用人数	人	1	1	0	1	0
	自立生活援助	利用人数	人			0	1	1
	確保方策	確保について						

【総合福祉システム(ウェルタス)】

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	広報活動・ 出前講座等の開催	開催回数	回			3	5	7
	確保方策	確保の内容		障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。				
実績	広報活動・ 出前講座等の開催	開催回数	回			0	0	0
	確保方策	確保について						

(2) 自発的活動支援事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	ピアサポート・ 社会活動支援	支援回数	回			3	5	7
	確保方策	確保の内容		障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者等と、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。				
実績	ピアサポート・ 社会活動支援	支援回数	回			2	2	2
	確保方策	確保について		『いちごくらぶ』『障害児の放課後・長期休暇を豊かにする会』への活動支援の補助を実施。				

(3) 相談支援事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	障がい者 相談支援事業	事業実施	か所			9	10	11
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	事業実施	か所			1	1	1
	相談者数	相談者数	人			2,015	2,900	4,173
	確保方策	確保の内容		<p>障害者相談支援事業…障がい児・者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>基幹相談支援センター等機能強化事業…地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の業務を行います。</p>				
実績	障がい者 相談支援事業	事業実施	か所	8	9	9	9	9
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	事業実施	か所	0	0	0	1	1
	相談者数	相談者数	延人数	2,560	2,795	2,441	3,595	5,000
	確保方策	確保について		<p>令和2年度時点の実施事業所：さちかぜ、サンヴィレッジ始良、ウイングプランセンター、ともしび、ピカミング、アシスト【市外】ほっと、ひだまり、サポートやすらぎ</p> <p>※令和2年度は、コロナの影響か相談者が増えている状況。</p>				

※【福祉行政報告例】【障害者福祉係管理台帳】

(4) 成年後見制度利用支援事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	成年後見制度 利用支援事業	利用者数	人			2	3	4
	確保方策	確保の内容		<p>知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。</p>				
実績	成年後見制度 利用支援事業	利用者数	人	1	0	4	1	1
	確保方策	確保について		<p>4親等以内の親族がいる場合は、そのかたからの申請を勧めている。親族がない又は支援拒否がある場合に市長申立てを行っている。</p>				

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.8月現在

(5) 意思疎通支援事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	手話通訳者派遣事業	利用者数	人/年			75	80	85
	要約筆記者派遣事業	利用者数	人/年			5	5	5
	手話通訳者配置	配置人数	人/年			1	1	1
	確保方策	確保の内容		手話通訳者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。併せて、要約筆記者や手話通訳者の設置に向けて取り組みます。				
実績	手話通訳者派遣事業	利用者数	人/年	30	54	23	40	27
	要約筆記者派遣事業	利用者数	人/年	1	4	10	3	6
	手話通訳者配置	配置人数	人/年	0	1	1	1	1
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.8月現在

(6) 日常生活用具給付等事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	介護・訓練支援用具	利用件数	件/年			13	17	22
	自立生活支援用具	利用件数	件/年			16	17	18
	在宅療養支援用具	利用件数	件/年			16	19	23
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	件/年			24	25	26
	排泄管理支援用具	利用件数	件/年			2,640	2,719	2,801
	居宅生活動作補助用具	利用件数	件/年			7	8	9
実績	介護・訓練支援用具	利用件数	件/年	7	6	5	12	4
	自立生活支援用具	利用件数	件/年	13	7	9	14	6
	在宅療養支援用具	利用件数	件/年	15	12	14	16	8
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	件/年	21	21	21	16	2
	排泄管理支援用具	利用件数	件/年	2,484	2,682	2,630	2,806	1,455
	居宅生活動作補助用具	利用件数	件/年	3	4	5	4	1
確保方策	確保について							

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.8月現在

(7) 移動支援事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	移動支援事業	事業実施	か所			20	20	20
		利用者数	人/年			115	115	115
		利用時間数	時間/年			925	950	1,000
実績	移動支援事業	事業実施	か所	17	16	16	16	16
		利用者数	人/年	117	121	128	110	27
		利用時間数	時間/年	1,032	874	761	484	114
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.7月現在

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	基礎的事業	事業実施	か所			11	11	11
		利用者数	人/年			425	451	479
	機能強化事業 I型	事業実施	か所			1	1	1
実績	基礎的事業	事業実施	か所	11	11	10	11	11
		利用者数	人/年	391	448	321	353	116
	機能強化事業 I型	事業実施	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.7月現在

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

			【第4期】		【第5期】			
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	日中一時支援事業	事業実施	か所			25	25	25
		利用者数	人/年			800	825	850
		利用日数	日/年			4,000	4,025	4,050
実績	日中一時支援事業	事業実施	か所	25	21	25	25	26
		利用者数	人/年	761	779	949	751	216
		利用日数	日/年	3,668	3,690	5,057	4,187	1,239
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.7月現在

(2) 訪問入浴サービス事業

			【第4期】		【第5期】			
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	訪問入浴サービス事業	事業実施	か所			1	1	1
		利用者数	人/年			100	100	100
実績	訪問入浴サービス事業	事業実施	か所	1	1	1	1	1
		利用者数	人/年	89	92	81	64	23
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.7月現在

(3) 自動車免許取得・自動車改造費助成事業

			【第4期】		【第5期】			
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	自動車運転免許・自動車改造費助成事業	利用件数	件			4	4	4
実績	自動車運転免許・自動車改造費助成事業	利用件数	件	3	4	4	3	0
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

※R2.7月現在

(4) 更生訓練費給付事業

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	更生訓練費給付事業	利用者数	人/年			150	150	150
実績	更生訓練費給付事業	利用者数	人/年	175	180	105	130	140
	確保方策	確保について						

【障害者福祉係管理台帳】

第2章 障がい児支援の見込(活動指標)と確保方策

(1) 障害児通所支援

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	児童発達支援	利用児数	人			310	329	349
		利用延日数	日			1,542	1,702	1,879
	医療型児童発達支援	利用児数	人			0	2	3
		利用延日数	日			0	30	45
	放課後等デイサービス	利用児数	人			390	434	483
		利用延日数	日			2,206	2,455	2,732
	保育所等訪問支援	利用児数	人			8	10	15
		利用延日数	日			16	20	30
	確保方策	確保の内容		障害児通所支援の利用者数は増加傾向にあり、それに伴いサービスを提供する事業所も増加しています。そのため、障がい児を支援することができるようにするための保育所等訪問支援の充実を図るための施策を実施していきます。また、医療的ケア児及び重症心身障がい児とその保護者が安心して生活を送ることができるようにするために、受入が可能な事業所を確保するための方策の検討を進めます。				
	実績	児童発達支援	利用児数	人	201	183	210	223
利用延日数			日	1,103	1,335	1,525	1,654	1,563
医療型児童発達支援		利用児数	人	0	0	0	0	0
		利用延日数	日	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス		利用児数	人	231	167	183	219	259
		利用延日数	日	1,758	1,730	1,835	2,084	2,226
保育所等訪問支援		利用児数	人	0	7	7	23	24
		利用延日数	日	0	10	9	30	27
確保方策		確保について						

※利用児数・利用延日数は月平均【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

※R2.4月現在

(2) 障害児相談支援

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	障害児相談支援	利用児数	人			114	127	141
実績	障害児相談支援	利用児数	人	54	56	55	102	153
	確保方策	確保について						

【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

※R2.4月現在

(3) 居宅訪問型児童発達支援

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	居宅訪問型児童 発達支援	利用児数	人			2	3	4
実績	居宅訪問型児童 発達支援	利用児数	人			0	0	0
	確保方策	確保について						

【障害者自立支援実績データ市町村集計モジュール】

(4) 医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

				【第4期】		【第5期】		
区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画	医療的ケア児 支援を調整する コーディネーター の配置	配置人数	人			0	1	1
	確保方策	確保の内容		在宅重症心身障がい児を支援するために、重症心身障害児者支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と関係機関との連携や重症心身障がい児などのためのサービス等利用計画作成について具体的手法を提案するコーディネーターを配置します。				
実績	医療的ケア児 支援を調整する コーディネーター の配置	配置人数	人			0	0	1
	確保方策	確保について		県の研修を令和元年度に、基幹相談支援センター職員が1名受講。相談支援事業所等職員も複数受講されている。				

4 障がい福祉サービスの整備状況

	令和2年 11月現在	平成29年 11月現在	増減
居宅介護	8	8	0
重度訪問介護	8	8	0
行動援護	1	1	0
同行援護	4	4	0
生活介護	10	8	2
療養介護	1	1	0
短期入所	5	3	2
施設入所支援	3	3	0
重度障害者等包括支援	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	1	0	1
自立訓練（生活訓練）	1	1	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	3	3	0
就労継続支援A型	9	8	1
就労継続支援B型	13	13	0
共同生活援助	9	6	3
地域移行支援	1	1	0
地域定着支援	1	1	0
指定特定相談支援	8	8	0
合計	86	77	9

↑R2.7月現在

5 障害児通所支援事業の整備状況

	令和2年 11月現在	平成29年 11月現在	増減
児童発達支援	16	11	5
放課後等デイサービス	21	10	11
保育所等訪問支援	5	2	3
指定障害児相談支援	6	4	2
計	48	27	21

6 地域生活支援事業の整備状況

	令和2年 11月現在	平成29年 11月現在	増減
相談支援	6	4	2
地域活動支援センター	4	4	0
日中一時支援	14	9	5
移動支援	6	8	▲2
訪問入浴	1	1	0
計	31	26	5

子ども部会 活動報告

資料 4

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R2.7.28）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和2年7月21日（火）	書面での部会開催	移行支援について

2 部会から見えてきた始良市の課題

○移行支援について

- ア 保護者の受容や移行先の情報提供の仕方が課題。
- イ 長いスパンをかけて、移行のために取り組んでいく必要がある。
- ウ 集団での生活を通してでないと特性が表面化されず、個別相談では分かりづらいケースもある。
- エ 保育園や幼稚園、こども園が、医療的ケア児を受け入れる事へのハードルが高く感じる。医ケア児の理解をしてもらう事で進むのではないかとの意見がある。

3 今後の予定

	開催日	協議事項
1	令和2年9月15日（火）	福祉計画【オンラインで開催予定】
2	令和2年11月17日（火）	療育の必要な児のアセスメント
3	令和3年1月19日（火）	医療的ケア児の受け入れについて
4	令和3年3月16日（火）	今年度の活動のまとめ及び次年度に向けて

精神保健福祉部会 活動報告

1 部会開催状況

前回始良市地域自立支援協議会（R2.7.28）以降の開催なし

2 部会から見えてきた始良市の課題

ア 社会資源のみえる化（社会資源は存在しているが集約や整理ができていないため、カテゴリー分けなどをしてケアシステムの構築を図る）

3 今後の予定

1	令和2年10月28日（水）	2	令和3年2月24日（水）
---	---------------	---	--------------

- (1) 地域生活での活用を目指したガイドブック作成に取り組んでいる
始良・伊佐圏域の精神障害に対応している医療機関・訪問看護ステーションへ
情報提供を依頼。今年度内の作成を目指す。
- (2) 成年後見制度についての研修を令和3年2月24日実施予定。

就労支援部会 活動報告

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R2.7.28）以降）

	開催日	協議事項
1	令和2年8月25日（火） ※上記日程で開催予定でしたが、 今回も書面開催となりました。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の部会や研修会の開催方法について ・優先調達について ・就労に関する情報誌について ・龍門滝温泉販売ブースについて

2 部会から見てきた始良市の課題

障害者優先調達推進法が平成25年からスタートしているが、始良市の平成30年度、令和元年度の実績は他市と比較しても低めで推移している。優先調達について周知されていない状況があるのではないかと考える。（前回と同じ内容）

3 今後の予定

- (1) 12月22日（火）就労支援部会（もしくは研修会）予定

相談支援部会 活動報告

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R2.7.28）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和2年 8月19日（水）	15:00 ～17:00	【オンライン会議】 ・各事業所よりケース報告 ・コロナ対策、対応方法 ～コロナからみえてきたこと～
2	令和2年 9月16日（水）	15:00 ～17:00	【オンライン会議】 ・各事業所よりケース報告 ・研修会について ・障がい福祉計画について

2 部会から見てきた始良市の課題

- ア 各事業所コロナ対策を行っているが、陽性者がでた時の受け入れ先の確保や流れの確認。県や市の協力体制。
- イ A型事業所において、意見の食い違いやスタッフの声掛けを発端とした離職やトラブルの報告が多い。研修だけでなく、利用者への声掛けの実態を“我がこと”として捉える取り組みが必要である。
- ウ 新規で障害福祉サービス利用相談があった際に、計画相談事業所が手いっぱい状況で実際のサービス利用開始までに数か月を要することがある。

3 今後の予定

- (1) オンライン環境の整備を行い、感染防止に配慮した会議や研修の実施について検討していく。
- (2) 障害福祉サービス利用を希望される方への円滑な計画相談の実施及びそのための体制整備の検討。

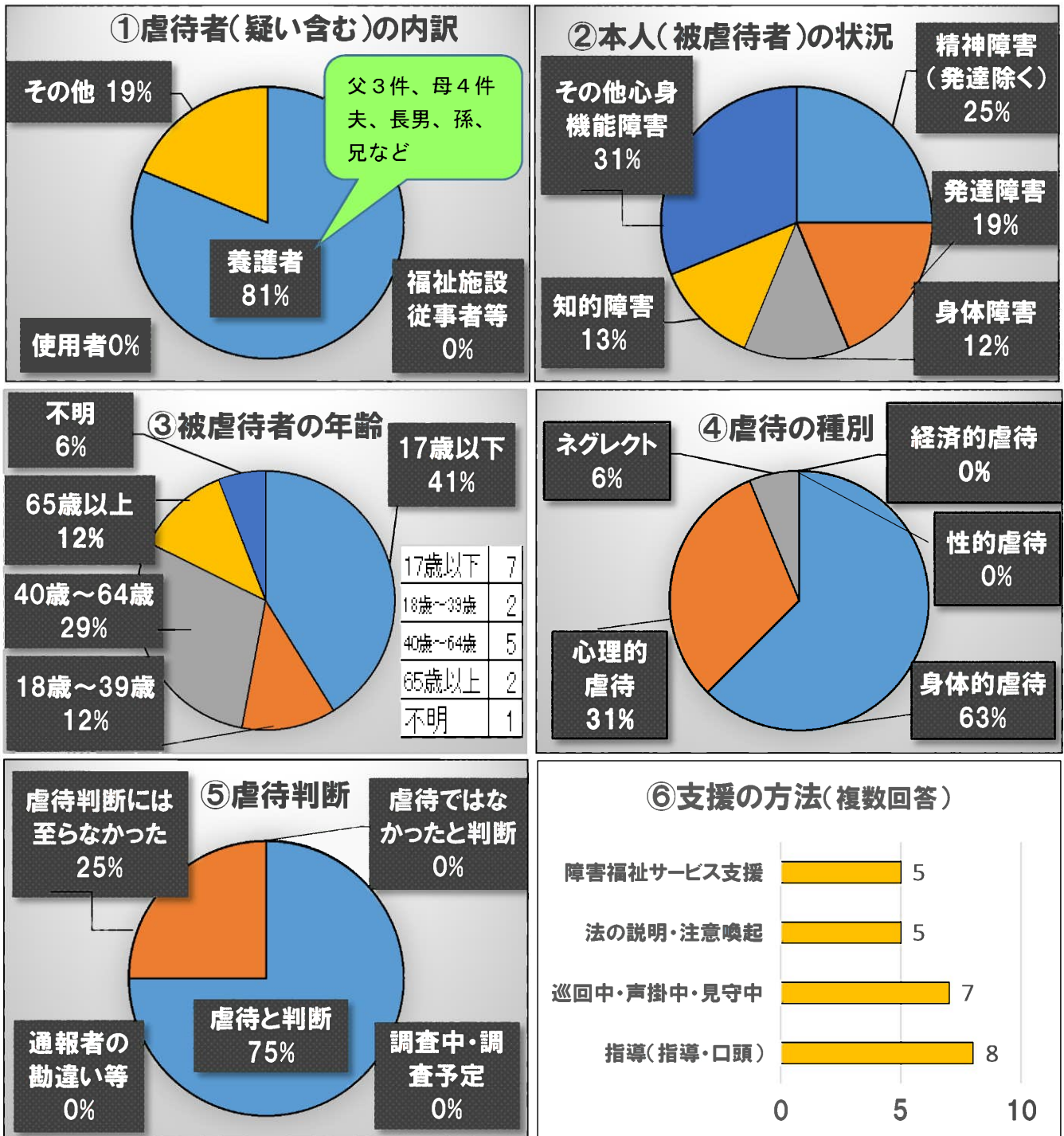
令和 2 年度第 1 回 始良市地域自立支援協議会意見

協議 事項 番号	議事	意 見
(1)	地域自立支援協議会について	<ul style="list-style-type: none"> ・始良市地域自立支援協議会要綱に沿って現行スタイルで会議を進めてもらいたい。但し、コロナウイルス感染防止対策はしっかりと。 ・毎回の全体会では、各専門部会による報告とともに地域課題の解決に向けた協議を希望します。全て課題を一度にとはいかないと思いますので、事前の摺り合わせや調整を行う運営会議の設置をご検討頂きたい。
(2)	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの質問項目が多いのでは？ (回答者の労力・回収率の点から！) 既存の蓄積データで代用できると考えられる部分 アンケートⅠ（18歳未満）の間1～11 アンケートⅡ（18歳以上）の間1～9・17 ・児童の保護者アンケート 問22に「一人で」とあるが、保護者だけで避難が可能かどうかは、どのように把握されますか。 ・今年度の作成及び協議にあたって、前回の福祉計画の進捗や評価など協議会へのフィードバックを希望します（昨年度分まででもかまいませんので）。
(3) 各 専門 部会 報告	相談支援部会 子ども部会 就労支援部会 精神保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・療育等を利用する際の何らかの基準が必要である。 ・医療機関受診までの園内及び校内支援体制の明示が必要である。 ・始良市の障害者（児）への虐待又はいじめ等の実情はどうか？ 隠れ虐待などないか。教育委員会の報告は？ ・いくつかのテーマを決めて協議しているが、その協議した意見が市の事業や計画にどのように反映されているか。地域自立支援協議会での協議結果など部会で報告していただく時間を設けて欲しい。 ・医療的ケア児が地域の小・中学校への就学を希望した場合の体制づくりが必要である。 ・始良市障害課の優先調達の担当者にも参加いただきたい。 ・障害者優先調達推進法を障害者団体としても市の実績向上につなげたらと考えます。 ・部会の協議事項の中に研修会で成年後見制度について実施予定とあります。後見制度利用の理解促進を目的とした研修会の実施を期待します。 ・障害年金制度の面から医師の診断書における日常生活能力の評価？（診断書で95%決定？）

令和元年度始良市障害者虐待に関する報告

資料6

令和元年度に『あいか』へ虐待の通報や相談があった16件についての状況です。



	①虐待者(疑い含む)				②本人の状況				④虐待の種別					⑤虐待判断				⑥支援の方法					
通報者	養護者	福祉施設従事者等	使用者	その他	精神障害(発達除く)	発達障害	身体障害	知的障害	その他心身機能障害	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	性的虐待	虐待と判断	虐待判断には至らなかった	虐待ではなかったと判断	通報者の勘違い等	調査中・調査予定	指導(指導・口頭)	巡回中・声掛中・見守中	法の説明・注意喚起	障害福祉サービス支援
16	13	0	0	3	4	3	2	2	5	10	5	1	0	0	12	4	0	0	0	8	7	5	5

1 始良市いじめ防止基本方針(抜粋)

始良市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定並びに国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び「始良市子育て基本条例」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「始良市いじめ防止基本方針」（以下「始良市基本方針」という。）を策定し、全力でいじめ防止に取り組みます。

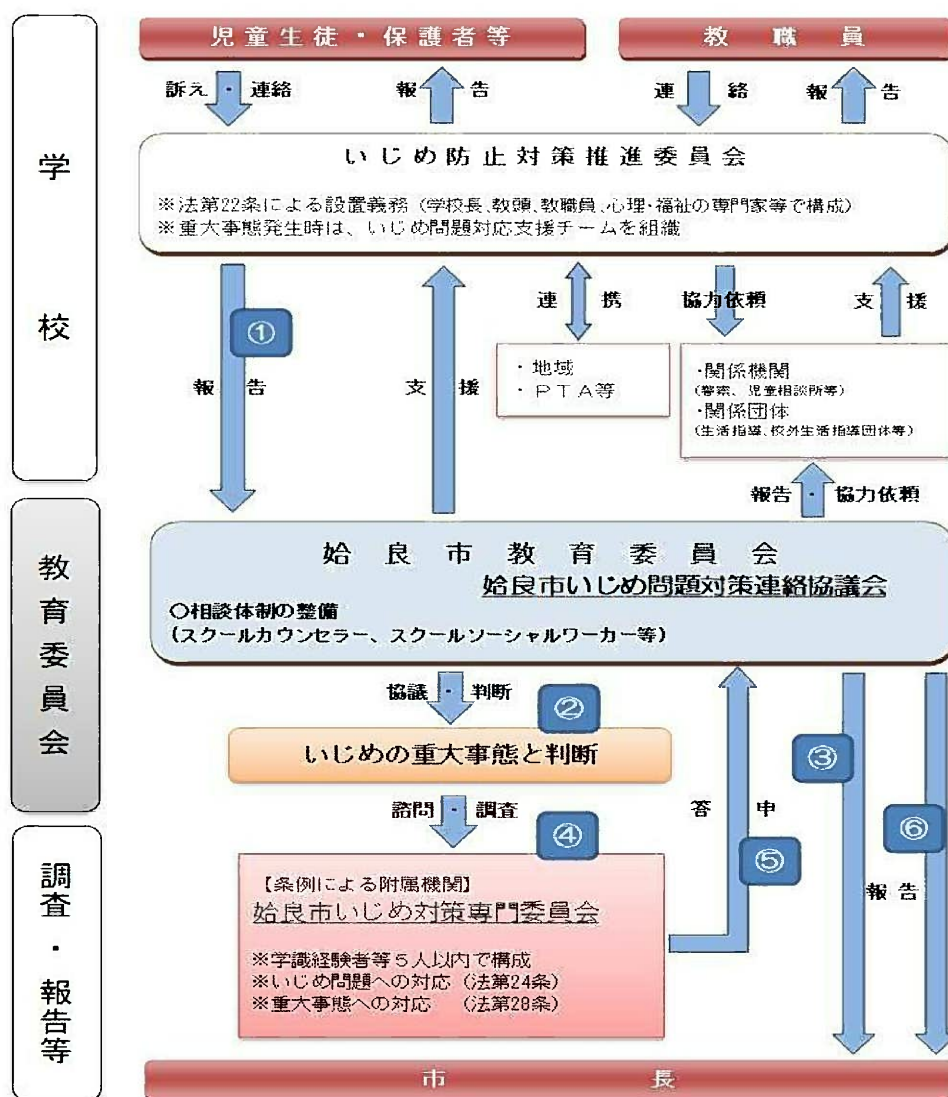
・ 始良市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、法第14条第1項の規定に基づき、市、教育委員会、学校、福祉事務所、警察、保護者代表、地域代表、その他の関係者により構成される「始良市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図ります。

・ いじめの防止等のための附属機関の設置

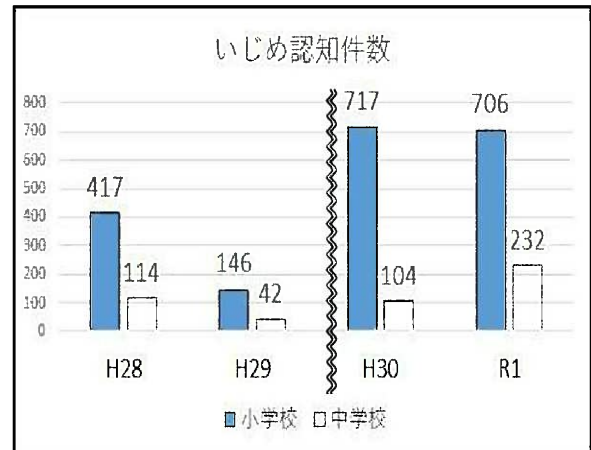
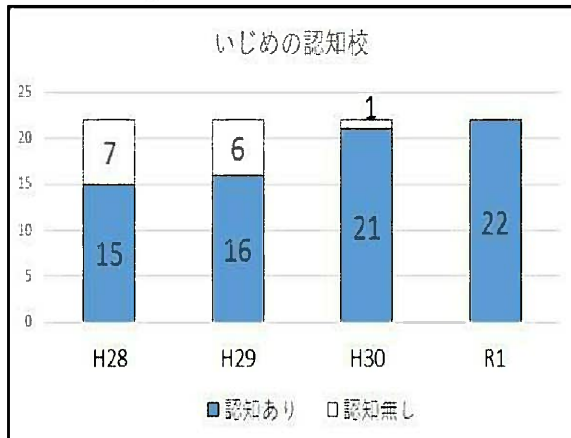
市は、法第14条第3項の規定に基づき、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成される「始良市いじめ対策専門委員会」を置き、必要に応じて開催し、公平性・中立性を確保しつつ、専門的見地からいじめ問題に適切に対処します。

始良市いじめの重大事態への対応フロー図

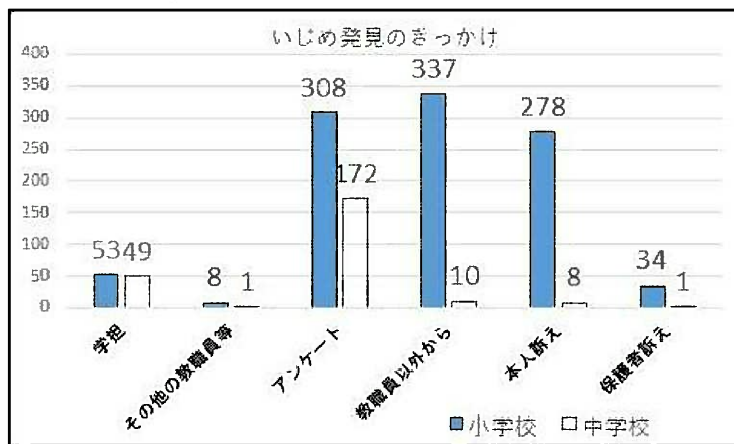


2 令和元年度 いじめに関する調査結果 ※文科省 問題行動・不登校等調査結果から

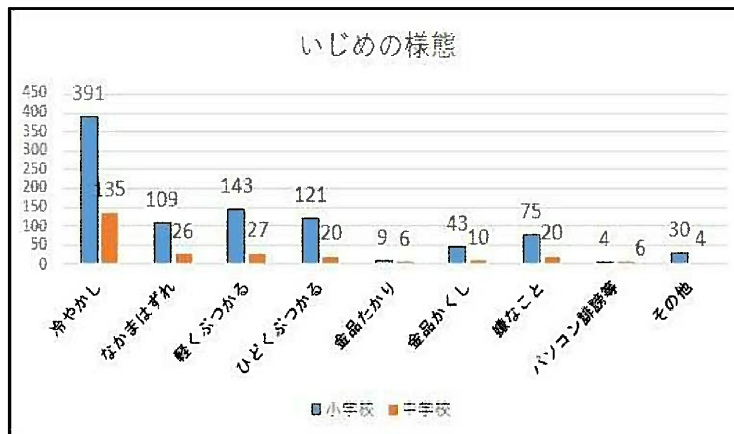
(1) 認知件数



(2) いじめの発見のきっかけ



(3) いじめの様態



(4) 総括

- 多様な認知手段により、1件でも多く認知し、早期発見を図ろうとする姿勢が高まっている。重大事態件数は0件であった。
- 初期対応(事実確認、保護者説明)に対する個々の教職員間での取組方にズレがあり、対応が長期化する例があった。組織対応を機能化させることが必要な学校がある。
- SNSトラブルを注視し、情報モラル教育のさらなる充実を図る必要がある。

【SNS等を介したトラブル 小学校】

- ・ 口論をきっかけに携帯電話のメールに名前入りで相手の中傷する言葉を書き込んだ。
- ・ 兄が参加していたオンラインゲームに弟が加わり、兄がボイスチャットでからかわれたことに憤慨し、チャットで悪口や暴言を書き込んだ。

- ・ ゲームの攻略実況動画を動画サイトにアップロードしていたものを友人数名に発見され、コメント欄にふざけた書き込みをされたり、直接からかわれたりした。
- ・ オンラインゲームをする中で、ゲームに熱中するあまり、お互いの悪口を言い合ったり、暴言をはいたりした。また、ゲームで追い込められたことを、翌日学校で言い返すなど、ゲーム上のことを実生活の中にひきずることがあった。

【SNS等を介したトラブル 中学校】

- ・ 男1人、女3人のグループラインの中で、男1人と女1人が特に仲良くなったため、他の女2人が男1人に対して無視するなどの行為があった。
- ・ 女1人が、同級生1人から許可無く小学校の卒業アルバムの写真をグループライン上に掲載され嫌な思いをした。
- ・ 被害者女子Cの悪口を、同じクラスの男子生徒DがSNSに書き込んだ。周りの生徒から担任に相談があり発覚した。

3 いじめの未然防止・早期解決の取組について

【国の動向】

- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）
- ・ いじめ対策に係る事例集作成（平成30年9月）
- ・ 夏休み明けに向けた官民連携によるいじめ防止強化キャンペーン（平成29年8月）
- ・ 「いじめのサイン発見シート」（改訂版 平成29年3月）
- ・ 自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）
「SOSの出し方に関する教育」を推進すること関連項目に追加

【県の動向】

- ・ いじめの防止基本方針（最終改定 平成29年10月）
- ・ いじめ対策必携、いじめ対策リーフレット 作成
- ・ 学校ネットパトロール事業
- ・ インターネット利用等に関する調査
- ・ H30 SNSを活用した相談体制構築にかかる検証事業
- ・ 子どものこころSOS相談事業、SNSを活用した相談
SOSの出し方に関する教育（令和2年は柁城小が実施）

【始良市の取組】

(1) アンケートの実施回数

回数	実施なし	年1回	年2～3回	年4回以上
学校数(全22校)	0	0	16	6

※ アンケート方法（記名式）9校（無記名式）12校（選択式）2校 複数回答

※ アンケート以外の把握方法

- ・ 個人面談 22校
- ・ 日記 21校
- ・ 家庭訪問 12校
- ※複数回答

(2) 未然防止に関する取組

回数	いじめ問題、生命尊重授業、全学級実施	いじめ問題、生命尊重授業、保護者等へ公開	情報モラルに関する授業	児童生徒の活動
学校数(全22校)	22	22	22	30※複数回答

- ※ 児童生徒の活動
- ・ いじめ根絶宣言7校
 - ・ ポスターや標語16校
 - ・ 児童生徒会活動7校

(3) 情報モラル教育の実際

- ・ 総合的な学習の時間での指導
- ・ 全校集会や学年集会での指導
- ・ 職員研修
指導計画や指導内容の見直し
- ・ 保護者への啓発文書配布、PTAでの呼びかけ

(4) 市教委の重点的な取組

- ・ 毎月の月例報告によるいじめの実態把握
- ・ いじめの実態及び各学校の具体的な未然防止の取組調査(毎年9月)
- ・ いじめの実態報告・指導助言(年間を通した管理職・生徒指導研修会)
- ・ 長期休業前後の生徒指導充実に関する通知
- ・ いじめ実態把握のための緊急点検
- ・ いじめ対応に係る、学校への指導助言

【令和2年度の始良市いじめ防止対策の重点】

初期対応に係る教職員の資質向上

「積極的に認知し、早期解決を図る」基本スタンスの下、学校間や学校内職員間で意識のずれや取組に差が出ないように教職員への指導を継続する。

■「いじめの定義」

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■「いじめ解消の定義」

いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)
被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

■「いじめへの対応」

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条1項の規定に違反すること。

■「児童生徒・保護者に寄り添った初期対応の在り方」

4月配布済みの「いじめ等児童生徒間トラブルの事実確認と保護者説明について」の内容の自校化を図り対応に生かす。